

公益財団法人仙台市産業振興事業団役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成 24 年 4 月 1 日
仙産振規程第 21 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人仙台市産業振興事業団（以下「この法人」という。）の定款第 14 条及び第 30 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤理事以外の者をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事に対して支給する年額報酬は、一人当たり 11,000,000 円を超えない範囲で、理事長が理事会の承認を得て定める。
- 3 非常勤役員等の日額報酬は、一人当たり 11,600 円とする。ただし、このうち代表理事の日額報酬は、40,000 円とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者には日額報酬を支給しない。
 - (1) 仙台市の職員で仙台市より給与の支給を受けている者
 - (2) 日額報酬の受給を辞退した者

(報酬の額の算定方法)

第 4 条 常勤理事には、公益財団法人仙台市産業振興事業団職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の例により、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当に相当する報酬を支給する。ただし、仙台市を退職した者でこの法人の常勤理事となつた者（仙台市の他の外郭団体を退職して常勤理事となつた者で仙台市職員であった者を含む。以下同じ。）に対しては、扶養手当に相当する報酬は支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、期末手当の額は、職員給与規程の支給割合を勘案し理事長が理事会の承認を得て定める。

3 前二項の規定にかかわらず、仙台市職員の身分を有し事業団に派遣された者については、職員給与規程に規定する市派遣職員の例により給与を支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第 5 条 常勤理事に支給する報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、職員給与規程に準ずる。

2 非常勤役員等に支給する報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して、職務執行の都度、通貨をもって本人に支給する。

(費用)

第 6 条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあつた日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 常勤理事が、この法人の用務のために旅行したときの旅費 公益財団法人仙台市産業振興事業団職員等旅費規程（以下「旅費規程」という。）に規定する額
- (2) 非常勤役員等が、この法人の用務のために旅行したときの旅費 旅費規程の規定による額の範囲内において理事長が定める額
- (3) その他の費用 実費

(業務委託契約)

第 6 条の 2 評議員、理事および監事（以下「評議員等」という。）が、その有する国家資格等による職業の専門性等に基づいて、この法人との間で業務委託契約を締結する場合においては、当該評議員等に対して、委託業務の対価として報酬を支払うことができる。

2 前項の場合において、当該評議員等は、契約の締結に先立って、理事会及び評議員会において、当該業務委託契約についての重要な事実を開示し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）の規定に従い、その承認を受けるとともに、当該業務委託契約の期間の満了後、遅滞なく、当該業務委託契約についての重要な事実を理事会及び評議員会に報告するものとする。

(公表)

第 7 条 この法人はこの規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人への移行の登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。
- 2 財団法人仙台市産業振興事業団非常勤役員等の費用弁償に関する規程（仙産振規程第 8 号）及び常勤役員報酬規程（仙産振規程第 11 号）は廃止する。

附 則

この改正は、評議員会の議決の日（平成 24 年 5 月 25 日）から施行し、改正後の規定は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 28 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4 年 3 月 17 日から施行する。